

長野県地方税滞納整理機構第二次広域計画

第1 はじめに

地方税の収入未済額を効率的に縮減するためには、市町村と県が連携して滞納整理に取り組んでいくことが極めて有効であると考えられることから、地方税の大口困難案件の滞納処分等を専門的に行う広域連合「長野県地方税滞納整理機構」を平成22年12月27日に設置しました。

1 広域計画の策定趣旨

長野県地方税滞納整理機構第二次広域計画（以下「第二次広域計画」という。）は、第一次広域計画の基本方針を踏襲し、長野県地方税滞納整理機構（以下「広域連合」という。）並びに広域連合を組織する長野県及び長野県内のすべての市町村（以下「構成団体」という。）が、相互に密接な連携を図り、必要な連絡調整を行いながら、地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務を、総合的、計画的かつ効率的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定により策定するものです。

2 広域計画の期間及び改定

第二次広域計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年間とします。
ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。

第2 基本方針

広域連合と構成団体は、相互に緊密な連絡調整を図りながら、徴収事務の効率化と徴収職員の資質の向上を図り、徴収体制を強化することによって、地方税の確実な徴収と厳正・公平な税務執行を実現し、税収の確保及び税務行政に対する納税者の信頼の一層の確保を目指します。

1 広域連合の基本方針

広域連合は、構成団体から引き受けた地方税等の滞納事案を適正かつ厳格に処理し、税収の確保に努めます。

また、構成団体の徴収体制の強化に資するため、構成団体の徴収職員の資質向上に必要な研修を実施するとともに、構成団体からの滞納整理に関する相談に応じます。

2 構成団体の基本方針

構成団体は、自ら徴収対策を推進するとともに、広域連合と連携しつつ、徴収困難な滞納事案の広域連合への移管により徴収事務の効率化と研修への参画等により徴収職員の資質向上を図ります。

第3 広域連合及び構成団体が行う事務

1 広域連合が行う事務

(1) 広域連合が構成団体から引き受けた地方税の滞納事案に係る滞 納処分及びこれに関連する事務

ア 取扱税目

広域連合は、市町村税（国民健康保険税（料）を含む。以下同じ。）及び県税の全税目を対象に滞納整理を行います。

イ 市町村税及び県税の滞納整理（財産調査、差押え、公売等）

広域連合は、構成団体から引き受けた滞納事案について、各分野の専門家（顧問等）を積極的に活用しながら、厳格な滞納処分及びこれに必要な徹底した財産調査・捜索を行い、新たな財産を発見したときには、直ちに差押えを実施し租税債権の確保を図ります。

公売については、買受層を拡大し、高い売却率を確保するなどの観点から、インターネット公売など、より換価効果の高い手法を活用します。

ウ 滞納処分の執行停止、不納欠損処分に係る適否判定

広域連合は、構成団体が滞納処分の執行停止等の適否を判断するに当たって、広域連合による調査結果を参考にしようとする事案について、徹底した財産調査を行った上で、広域連合の意見を添えて、その調査結果を構成団体に通知します。

(2) 徴収業務に関する研修事務

広域連合は、構成団体の徴収の初任者、経験者、管理職員向け等の階層別研修を実施するとともに、広域連合において実務研修を希望する場合には、研修職員の受入を行います。

また、広域連合職員の外部研修への参加やO J T、顧問等を活用した内部研修等を通じて、租税債権確保のための技術向上を図ります。

(3) 徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務

広域連合は、構成団体からの徴収業務に関する実務上の疑義照会などの各種相談に応じます。

2 構成団体が行う事務

(1) 徴収対策の推進

構成団体は、広域連合と連携しつつ、滞納整理を積極的に進めるほか、納税環境の整備、徴収体制の整備など、徴収対策の推進に努めます。

(2) 広域連合が処理する滞納事案の選定及び移管

構成団体は、広域連合が処理する滞納事案を選定し、当該事案を広域連合に移管します。

なお、滞納事案を移管する前に、当該滞納者に対し、事案移管後は広域連合が滞納整理を行う旨の告知を行います。

(3) 広域連合が行う研修等への参画等

構成団体は、広域連合が実施する研修等に自主的かつ選択的に参画するとともに、広域連合が行う滞納整理に関する相談を活用します。

第4 広域計画の推進

広域連合は、構成団体の税務担当課長等を構成員とする「長野県地方税滞納整理機構運営協議会」を設置し、構成団体と十分な連絡調整を図りながら連携を深め、広域計画の円滑な推進に努めます。